MISC DOC IMMIGRATION of Chinese (1)

(694)

1

P.1.-

33456

秘

厚生省發勤第一〇三號
内務省發警第　六號

昭和十九年四月四日

厚生次官
内務次官

各地方長官殿

華人勞務者内地移入ニ關スル件

依命通牒

標記ノ件ニ關シテハ昭和十七年十一月二十七日閣議決定ニ基キ[illegible]テヨリ華人勞務者ノ試驗移入實施致シ居リ候處其ノ成績概ネ良好ナルニ鑑ミ今般次官會議ヲ以テ華人勞務者内地移入ニ關スル方針(別紙(一))華人勞務者内地移入要綱(別紙(二))ヲ決定シ之ガ本格的移入ヲ實施スルコトト相成候ニ付テハ現下勞力需給ノ逼迫ニ鑑ミ移入ニ關スル諸般ノ手續ハ特ニ迅速ニ處理シ以テ之ガ趣旨達成ニ萬遺憾ナキヲ期セラレ度此段依命及通牒

[illegible]

P.2.

別紙

一、華人労務者内地移入ニ関スル方針

一、華人労務者内地移入要綱

P.3.

厚生省發勤第一〇三四號
内務省發警第　六號

昭和十九年四月四日

厚生省勤労局長

各廳府縣知事殿

華人労務者内地移入ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ本日同附ヲ以テ厚生内務兩次官依命通牒有之候所之ガ運用ニ付テハ次官會議決定「華人労務者内地移入ニ關スル方針」竝ニ「華人労務者内地移入要綱」ニ據ルハ勿論左記ノ點特ニ留意ノ上處理相成樣致度此段及通牒候

追テ三月十二日勤發第六〇〇號ヲ以テ御照會致置候華人労務者内地移入第一次御割當ハ本件ニ依リ處理相成度爲念申添候

（別紙）

記

第一　申請

一、要綱第二ノ一ニ関シテハ厚生省ノ事業主別移入員数ノ割当決定
通牒ニ基キ雇傭主ノ信用状態、経営状況、労務管理状況等十分審査
シ且将来[illegible]間紛等惹起スル虞ナキコトヲ確メタル後斡旋申請書ヲ
提出セシムルコト審査ノ結果移入ヲ適当トセザルモノ又ハ其ノ必
要ナキモノニ付テハ直チ、其ノ旨事由ヲ具シ厚生省ニ報告スル外
二、要綱第二ノ二ニ関シテハ事業ノ緊要度勤者ノ上前項ニ準ジ十分審査
ヲ遂ゲ真ニ移入ヲ已ムヲ得ズトナスモノニ限リ之ヲ為サシムルコト
三、前二項ニ依ル申請書ハ就労地ヲ管轄スル国民勤労動員署ヲ経由シテ
庁府県ニ提出セシムルコト
庁府県ハ右申請書ニ意見ヲ附シ正副二通ヲ厚生省ニ進達スルコト

第二　移入

一、要綱第二ノ五ニ関シテハ直ニ雇傭主ニ対シ引率者、通訳、到着後ノ措
置ニ付萬遺憾ナキ様措置セシムルト共ニ引率責任者ヲ定メ之ヲ届
ニ届出デシムル様
庁府県ハ右引率責任者ノ籍氏名ヲ厚生省ニ直ニ報告スルコト

（P4－9）　Ⅱ 15,16,17,18,19,20,21

斡旋

一、移入勞務者ノ供出竝ニ斡旋ハ大使館、現地軍竝ニ國民政府（北支ノ場合ハ華北政務委員會）指導ノ下ニ現地勞務統制機關（華北勞工協會）之ニ當ルモノナルヲ以テ主トシテ速ニ現地ニ於テ右機關ト引渡、輸送等ニ關スル細目ニ付打合セシムルコト

二、移入勞務者ノ供出費竝ニ安家費ハ雇傭主ニ於テ之ヲ負擔シ右經費ヲ引渡二週間前ニ現地斡旋機關ニ到着スル様送付セシムルコトヲ要スルコト

供出費竝ニ安家費一人當リ概ネ右ノ通ナルコト

供出費　五〇〇圓内外（昭和十九年四月一日ヨリ鐵道運賃値上ゲノ爲輸送費九〇圓増額計六〇〇圓内外）

（募集費、途中食料、身廻品、被服用品、輸送費、保險等）

安家費　五五圓内外

（殘留家族ニ對スル應急生活費）

第三　到着後ノ措置

一、移入勞務者事業場ニ到着シタルトキハ直ニ[illegible]

P.7.

場員ト交代セシムルコトモアルベキニ付キ雇傭主ニ於テ豫メソノ所屬從業員中ヨリ適當者ヲ選定シ現地特殊作業ニ適應ノ上華人ノ留難等理解セシムルタメ一ケ月乃至二ケ月訓練ヲ受ケシメ置クニト

(5) 移入労務者ノ使用ニ當リテハ使用時ノ編成ヲ其ノ儘利用シ且作業ニ關スル命令ハ日系指導員及華系責任者（隊長又ハ把頭）ヲ通ジ之ヲ發スルコトトシ華人労務者ニ對スル直接命令ハ努メテ之ヲ避クルコト

二 移入労務者ノ雇傭契約期間ハ原則トシテ就業場到着ノ日ヨリ向フ二ケ年以内トシ且契約期間ノ延長、就業場ノ變更、轉雇傭ハ努メテ之レザルモ眞ニ其ノ必要已ムヲ得ザルモノニ對シテハ事前ニ左記事項ヲ具シ就業地又ハ移轉先廳府縣長官ニ屆出（轉雇傭ノ場合ハ新舊兩雇傭主ノ連署ヲ要ス）セシムルコト

1. 契約期間ノ延長又ハ就業場ノ變更若クハ轉雇傭セントスルモノノ本籍、住所、氏名、年齡、法人ナルトキハ其ノ名稱主タル事務所ノ所在地及理事其他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ氏名

2. 契約期間ノ延長又ハ就業場ノ變更若ハ轉雇傭セントスル理由

3. 移入勞務者ノ現ニ從事スル事業ノ種類並ニ事業場ノ所在地及名稱

4. 雇傭期間ノ延長又ハ就業場ノ變更若ハ轉雇傭セシメントスル移入勞務者ノ内地移入年月日、斡旋機關、斡旋年月日並ニ其ノ員數

5. 變更セントスル事項（單ニ雇傭契約期間ヲ延長セントスルモノニ在リテハ其ノ延長期間、契約期間ヲ延長シ使用條件ヲ變更セントスルモノニ在リテハ其ノ延長期間並ニ變更セントスル條件、就業場ノ變更又ハ轉雇傭セントスルモノニ在リテハ變更後ノ事業ノ種類並ニ事業場ノ所在地名稱）

6. 就業場ノ變更又ハ轉雇傭先ノ雇傭主（本籍、住所、氏名、年令、法人ナルトキハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及理事其他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ氏名

7. 就業場ノ變更又ハ轉雇傭セシメントスルモノニ在リテハ就業場ノ變更又ハ轉雇傭後ノ使用條件並ニ福利（要綱第二ノ一ニ依ル華人勞務者斡旋申請書記載内容ニ準ジ之ヲ記載スルコト）

二、移入未經驗勞務者ニ對シ内地生活ニ順應スルニ必要ナル基礎訓練及作業ノ基礎教育ノ爲必ズ一定期間（概ネ六月）雇傭主ヲシテ訓練ヲ實施セシムルコト

三、移入勞務者ハ給與及之ガ支拂方法、防諜、保健衞生、保護技術等ニ

因シテハ追テ通牒ノ豫定ナルコト

第四　歸國者ニ對スル措置

一、被傭主出動期間滿了（滿了前ノ期間ノ縮少、廢止、終了ヲ含ム）又ハ病氣ニ依リ歸國確定又ハ歸國セシメントスルトキハ要綱第三ノ二送ニ準ジ歸國セシムベキモ右輸送經路、月日等ニ付テハ厚生省ノ指示スル所ニ依ルコト

p.11.

華人労務者内地移入要綱

第一 通則

一、華人労務者ノ移入ヲ[illegible]認ムル事業ハ国民動員計画産業中左ノ事業ニシテ緊急度特ニ高キモノタルコト

(一)鉱業（石炭山及金属山）
(二)国防土木建築業
(三)重要工業（鐵鋼、造船、輕金屬、化學工業關係）
(四)港湾及陸運荷役
(五)其ノ他特ニ緊要ト認ムルモノ

本事業ト雖モ労務管理適当ナラザルモノ又ハ関係官庁ノ指示ニ従ハザルモノニ対シテハ之ヲ認メザルコト

第二 移入申請ノ処理

一、庁府県ハ厚生省ヨリ華人労務者ノ事業主別移入承認員数ノ割当内示通知ヲ受ケタルトキハ事業主ヲシテ華人労務者斡旋申請書正副四通（様式第一号）ヲ所轄庁府県経由提出セシムルコト

二、厚生省ノ斡旋ナキモノ第一ニ掲グル事業ノ事業主ニシテ華人労務者

ノ移入ヲ併テ希望スルモノアル場合ハ前項ニ準ジ厚生省ニ稟請スルコト

二　厚生省前二項ニ依リ割當ヲ決定シタル場合ハ「華人勞務者斡旋申請書」一通添付ノ上其旨大東亞省ニ通報スルト共ニ華人勞務者割當書ヲ内務省宛送付スルコト

三　大東亞省前項ノ通報ヲ受ケタル際ハ其ノ勞務者引継、輸送月日等ヲ決定シ其ノ結果ヲ厚生省ニ通報シ之ヲ通報スル事

四　厚生省前項ノ通報ヲ受ケタル際ハ關係廳府縣ヲ通ジ之ヲ事業主ニ通報シ移入勞務者ノ引継、輸送、到着後ノ措置ニ付遺憾ナキヲ期セシムルト共ニ引継責任者ヲ選定ノ上大東亞省宛通報スル事

第三　輸送

一　就業地關係國民勤勞動員署長ハ渡航證明書發給署ノ發行スル「渡支身分證明書」ノ寫ニ引継者タルコトヲ記入證明スルコト

二　移入勞務者ノ引継及輸送ハ全テ隊編成ニ依ルモノナルコト

三　移入勞務者ノ引継及輸送ノ實施ニ當リテハ豫メ下船地及乘船地ヲ管轄スル各警察署、關係機關ト事前ニ充分ナル打合聯絡ヲ遂ゲ引継及輸送ニ遺憾ナキヲ期スルコト

第四　到着後ノ措置

P13

一、移入華人労務者目的地ニ到着シタルトキハ事業主ヲシテ地方長官宛「労務許可證」（明治三十二年七月勅令三五二）申請ノ手續ヲトラシムルト共ニ之ニ其就業地ヲ管轄スル国民勤労動員署ニ移入労務者名簿（労務者出身地、氏名、年令）一部添付ノ上途中ノ脱逃者ヲ報告セシムル事

二、国民勤労動員署ハ右ニ依リ移入労務者数、到着労務者数、到着年月日、輸送途中ノ異動状況等ヲ直ニ廳府県宛、廳府県ハ厚生省宛報告スル事

三、移入華人労務者ノ異動、災害、紛擾其ノ他ノ事件発生シタルトキハ特ニ警察防諜等ノ機密保持ニ留意スルト共ニ事業主ヲシテ速ニ事業地国民勤労動員署ニ報告セシムル事

廳府県ハ国民勤労動員署及警察署ノ報告ヲ取纏メ厚生省、内務省及大東亜省ニ報告スルコト

四、事業主ヲシテ毎月末現在ヲ以テ移入華人労務者勤労状況ハ様式第二號ニ依リ国民勤労動員署ヲシテ翌月末日迄ニ廳府県ニ必着スル如ク報告セシムルコト

廳府県ハ右勤労状況報告ヲ事業種別ニ取纏メ且集計ノ上翌月十日迄ニ厚生省及内務省及大東亜省ニ報告スルコト

事業主ハ所轄警察署、国民勤労動員署其他関係機関ノ指示ニ従ヒ訓練施設、技術教育施設、適当ナル慰安娯楽施設ヲ設クルノ外医療診療、生活訓練其他ノ保護福利ヲ講ズル事

第九　移動ニ関スル措置

移入華人労務者ノ移動（出動期間ノ延長、就労場ノ変更、解雇等）ハ原則トシテ認メザルモノトスルモ必要已ムヲ得ザルトキハ厚生省ニ連議ノ上之ヲ認ムルヲ得ルコト

十　契約期間ニ関スル措置

出動期間満了（満了前事業ノ縮少廃止終了ノ場合ヲ含ム）ニ依リ帰国者確定シタルトキハ次ニ依リ措置スルコト

(一) 庁府県ハ事業主ヲシテ帰国者名簿（労務者ノ出身地、氏名、移入年月日、雇傭期間）上陸地帰国予定年月日等ヲ国民勤労動員署及警察署ヲ経由シテ報告セシムルト共ニ様式第三号ニ依リ厚生省、内務省及大東亜省宛報告スルコト

(二) 事業主ヲシテ引率責任者ヲ附セシメ隊組織ニ依リ第三ノ[illegible]ニ準ジ帰還セシムルト共ニ国民勤労動員署及警察署経由現地[illegible]引渡完了ノ概況ヲ報告セシムル事

(三) 引率者ノ旅費、引率証明ニ関シテハ第三、(一)ニ準ズルコト

華人労務者内地移入ニ関スル方針

第一 方針

一、内地移入ニ関スル華人労務者（以下単ニ華人労務者ト称ス）ノ供用又ハ斡旋ハ大使館、現地軍並ニ国民政府（華北ヨリノ場合ハ華北政務委員会）ノ指導ノ下ニ現地労務統制機関（華北ヨリノ場合ハ華北労工協会）ヲシテ之ニ当ラシムルコト

二、華人労務者ハ訓練セル元俘虜又ハ元帰順兵ノ外募集ニ依ルモノトスルコト　前項ノ労務者ハ年令概ネ四〇才以下ノ男子ニシテ素質優良心身健全ナル者ヲ銓衡スルコトトスルモ可成三〇才以下ノ頑健男子ヲ優先的ニ選抜スル様努ムルコト

三、華人労務者ハ移入ニ先立チ可成一定期間（一ケ月以内）現地ノ適当ナル個所ニ於テ必要ナル訓練ヲナスコト　移入未経験労務者ニ付テハ内地ニ於テモ之ヲ使用スル工場、事業場ヲシテ必ズ一定期間必要ナル訓練ヲナサシムルコト

四、華人労務者ハ之ヲ国民動員計画産業中鉱業、荷役業、国防土木建築業及重要工業其他特ニ必要ト認ムルモノニ従事セシムルコト　同就労地ニ付テハ可及的分散セシメサル如ク留意スルコト

五、華人労務者ノ契約期間ハ原則トシテ二年（但シ往復旅中ノ日数ヲ含マス）トシ同一人ヲ継続使用スル場合ニ於テハ経過後適當ノ時期ニ於テ希望ニ依リ一時歸國セシムルコト

六、華人労務者ハ毎年度國民動員計畫ニ計上シ計畫的移入ヲ期ルモノトセルコト

七、華人労務者ニ對スル取扱及待遇ニ付シテハ其ノ民族性ヲ考慮シ特ニ注意ヲ拂フト共ニ食糧又ハ就労地ニ依リ著シク差等ヲ生ゼザル如クスルコト華人労務者ノ家族送金及持歸金ニ付テハ原則トシテ特別ノ制限ヲ附セザルコト

第二　使用條件

一、華人労務者ノ使用ヲ認ムル工場、事業場（以下單ニ工場事業場ト稱ス）ハ華人労務者ノ相當数ヲ集團的ニ就労セシムルコトヲ條件トシ關係廳ト協議ノ上厚生省之ヲ選定スルコト
移入ニ關スル細目ニ付テハ別ニ定ムル所ニ依ルコト

二、華人労務者ノ管理ニ付テハ特ニ左ノ諸點ニ留意ノ上華人ノ慣習ニ急激ナル變化ヲ來サザル如クスルコト

(イ) 工場事業場ハ現地ヨリ同行セル日系指導員ヲ華人労務者ノ直接責任

P.17

表トシテ之カ連絡世話ニ當ラシムルコト

(2) 華人労務者ノ使用ニ當リテハ可及的供出時ノ組織ヲ利用スル如クシ作業ニ關スル命令ハ日系指導員及華系責任者（隊長又ハ把頭）ヲ通ジ之ヲ發スルコトトシ華人労務者ニ對スル直接ノ命令ハ嚴ニ之ヲ愼ムコト

(3) 華人労務者ノ作業場所ハ朝鮮人労務者又ハ俘虜トハ嚴ニ之ヲ區別スルコト

(4) 現地到着後ハ充分ナル休養ヲ與ヘタル上稼動セシムルコト

(5) 住宅ハ濕氣豫防ニ留意ノ上朝鮮人労務者住宅ト直接セザル如ク一區ヲ劃シ設置スルコト

(6) 食糧ハ可成華人労務者ノ通常食ヲ給スルモノトシ之ガ食糧ノ手當ニ付テハ農商省ニ於テ特別ノ措置ヲ講ズルコト

(7) 慰安所並ニ娯樂施設ニ付テハ工場及事業場ニ於テ適當ナル措置ヲ講ズルコト

(8) 華人労務者ノ賃金ハ内地ニ於ケル賃金ヲ標準ト為スモ内地ト現地ノ賃金及物價ノ間ニ甚シキ懸隔アル實情ナルヲ以テ殘留家族ニ對スル送金及持歸金ヲ確保スル爲所要ノ措置ヲ講ズルコト

賃金、手当其他ノ給与ノ具体的細目及之ガ支給方法、防疫保健衛生保護救済等ニ付テハ別ニ之ヲ定ムルコト

四 就業時間ハ内地ノ例ニ依ルモ四大節ノ外毎正月一日並ニ端午節、中秋節各一日ハ必ズ公休日ノ扱ヲナスコト

第三 移入及送還ノ方法

一 移入及送還ニ要スル経費ハ労務者ノ負担ヨリ控除セザルコトヲ原則トシテ工事主ノ負担トスルモ経費ヲ要スレバ国家補償ヲ適当ノ方法ニテ講ズルコト

二 華人労務者ノ出発ハ日満支関係機関ニ於テ之ガ手配ヲナスコト

三 華人労務者ハ契約期間終了後工事主ニ於テ原則トシテ之ヲ現地迄送還スル事 疾病其他ノ理由ニ因リ就労シ能ハザルニ至リタル労務者ニ付テモ同様タルベキコト

第四 其ノ他

一 工事主ハ華人労務者ノ防諜並ニ逃亡防止ニ付特段ノ配慮ヲナスコト

二 工事主事業場ノ警備員指導員トシテ現地ニ於テ訓練スルタメ適当ナル措置ヲ講ズルコト訓練ヲ完了セル指導員ハ漸次同様ニ之ヲ現地ヨリ同行セシメタル日系指導員ト交代セシムルモノトスルコト

三 華人青少年ノ内地ニ於ケル委託教育ニ関スル措置ニ付テハ別ニ之ヲ定ムルコト

四 国家補償ノ方法及限度ニ付テハ別ニ之ヲ定ムルコト

姚

昭和　年　月　日

厚生大臣 [illegible] 殿

申請者
住所氏名印
（法人ニアリテハ其ノ名称及代表者氏名）

華人労務者斡旋申請書

華人労務者ヲ募集セントスル理由		[illegible]
就業場	所在地	[illegible]
	名称	[illegible]
	事業ノ種類	[illegible]
	事業概要	[illegible]
	就業場現在員数	

種別＼性別	男	女	計
内地人	[illegible]	[illegible]	二八〇
半島人	四四	[illegible]	五〇
華人			
俘虜			
合計	二九九	[illegible]	三三〇

今後勤労報国隊受入ノ可能見込状況

使用条件	移入労務者ヲシテ就業セシムベキ作業ノ種目	種別員数（種目・員数）	[illegible] 一〇〇 / [illegible] 一〇〇 / [illegible] 一〇〇
	雇傭契約期間		自昭和十九年十月二十一日　至仝二十年十月二十日
	就業	就業時間	昼夜二交替（早出残業…分）
		休憩時間	一時間
		公休日	[illegible]
	給	賃金	[illegible]

件		
待遇	其	手当（賞与其他）
		支払方法
福利	作業用品貸與又ハ支給ノ方法及其ノ種目	作業衣、作業用品ハ[illegible]
	宿泊施設ノ状況	[illegible]
	卫生管理ノ状況	[illegible]
	災害扶助ノ程度	[illegible]
訓練	訓練施設ノ状況	[illegible]
	訓練方法及期間	[illegible]
募集	募集期間	自昭和一九年五月　日　至昭和一九年　月三〇日
	募集別地区人員	華北 三〇〇名
	引率及保護方法	[illegible]
	輸送経路	
其他	敵国人ニ対スル措置	[illegible]
	逃亡防諜等ニ対スル対策概要	[illegible]
摘要		

[illegible]

P.21

様式第二號

移入華人勞務者就勞狀況報告（　月分）

道府縣

區分							
就勞事業場名稱所在地							
種類 / 分類							
移入狀況 本年度移入數 本月							
移入狀況 本年度移入數 累計							
移入狀況 本年度轉入數 本月							
移入狀況 本年度轉入數 累計							
減耗狀況 本年度 月 歸國							
減耗狀況 轉出							
減耗狀況 逃亡							
減耗狀況 死亡							
減耗狀況 計							
本月末現在數							
稼働成績 休勤狀況 傷病							
稼働成績 休勤狀況 事故							
稼働成績 休勤狀況 其他							
稼働成績 休勤狀況 計							
稼働成績 出勤率 華人從事員							
稼働成績 出勤率 平均人員							
華人 對日 能率							
備考 記事							

P.23.

様式第三號

華人勞務者歸國狀況報告

道府縣

就業場名稱所在地	歸國狀況：歸國者數	歸國狀況：歸國理由	歸國狀況：歸國年月日	歸國狀況：引率責任者	歸國狀況：歸國經路	摘要
					（　經由）	
					（　經由）	

（経由）	（経由）	（経由）	（経由）

P.25

記入上ノ注意

一、申請人住所氏名ハ斡旋ヲ受ケントスル者ノ住所、氏名法人ナル時ハ其ノ名稱主タル事務所ノ所在地及理事其他ノ法人ノ事務ヲ執行スル役員ノ氏名ヲ記入スルコト

二、華人労務者ヲ募集セントスル理由ハ事業ノ繁忙ノ事情労働者ノ不足狀況及其ノ對策トシテ採リタル方法内地労働者ヲ募集シ所期ノ目的ヲ達成セザリシ事情等詳細ニ記載スルコト

三、就労場ニ関スル事項ハ左記ニヨルコト

(一)所在地名稱ハ移入労務者ヲシテ就労セシムベキ工場ノ所在地名稱ヲ記載スルコト

(二)事業ノ種類ハ産業別分類ニ依ルコト

(三)事業概要ハ移入労務者ヲシテ就労セシムベキ事業ノ進捗狀況及計畫ノ概要

(四)就労者現在員数ハ申請當日現在ノモノヲ記載スルコト

(五)今後ノ勤労報國隊受入可能見込狀況欄ニハ今後ノ勤労報國隊確保見込ニ付キ記載スルコト

四、使用條件ニ関スル事項ハ左記ニヨルコト

(一)移入労務者ヲシテ就業セシムベキ作業ノ種目ハ其ノ概名ヲ簡潔ニ記載ノ上之ガ就業人員ヲモ記入スル事

(二)雇傭契約期間ハ華人労務者ノ現場到着ノ日ヲ起算トシテ記載スル事

(三)就業時間ハ定時就業時間ヲ記載シ早出残業アルトキハ其ノ時間数ヲ括弧内ニ記入スルコト

(四)休憩時間ハ定時及早出残業ヲ通ズル休憩時間数ヲ記載スルコト

(五)公休日ハ工場事業場ニ於ケル定休日ヲ記載スルコト

(六)給与中賃金ハ基本給（請負給高ニ在リテハ一日平均見込額）奨励加給分等夫々区別ノ上記載スルコト

(七)諸手当ハ早出、残業歩増、夜勤手当、休日出勤手当、皆勤手当、作業手当、役附手当、不就業手当、慰労手当、家族手当等区分ノ上記載スルコト

(八)賞與其他ハ賞與及之ニ類スルモノヲ夫々区分ノ上記載スルコト

(九)支払方法ハ賃金諸手当賞與及其他ニ区分ノ上夫々其ノ支払方法ニ付記載スル事

(十)作業用品貸與又ハ支給ノ方法及其ノ種類ハ直接作業ニ必要トスル器具ハ勿論帽子、被服、脚[illegible]等ノ間接作業用品ニ付テモ記載スルコト

五 福利ニ関スル事項ハ左記ニ依ルコト

(一) 宿泊施設ノ状況ハ移入労務者ヲ収容スベキ宿舎ノ位置・環境・建物構造間取等記載シ之ガ見取図ヲ添付スルコト

(二) 衛生管理ノ状況ハ健康保持増進ニ関スル施設又ハ採ラントスル措置ニ付キ記載スルコト

(三) 災害扶助ノ程度ハ傷痍疾病ニ対スル扶助ノ程度ヲ記載スルコト

六 訓練ニ関スル事項ハ左記ニ依ルコト

(一) 訓練施設ノ状況ハ建物、設備、構造、訓練組織等ニ付記載スルコト

(二) 訓練方法及期間ハ訓練実施細目ニ付記載スルコト

七 募集ニ関スル事項ハ左記ニ依ルコト

(一) 募集期間ハ現地ニ於ケル募集期間ヲ記載スルコト

(二) 募集地区別人員ハ現地募集地域名（北支、中支、南支別）並ニ其ノ地域ニ於テ募集セントスル人員数ヲ記載スルコト

(三) 引率及保護方法ハ引率責任者職氏名及輸送途上ニ於ケル保護方法ニ付記載スルコト

(四) 輸送経路ハ輸送希望経路ヲ記載スルコト

八 其他ニ関スル事項ハ左記ニ依ルコト

(十)歸國者ニ對スル措置ハ期間満了疾病其ノ他ノ理由ニ依リ歸國セントスル者ニ對スル施設、器具ノ輸送等ニ付記載スルコト

(十一)逃亡防諜等ニ對スル對策ハ其ノ方法施設等ニ付記載スルコト

身廻品送状

蒲団　二九九枚

毛布　二九九枚

右御送リ申候也

昭和十九年七月二十八日

華北勞工協會青島辦事處

関 [illegible] 印

鹿島組

御中

華北勞工協會

第一

[illegible]　　　　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]　1 5 5 5 [illegible]

[illegible]　1 5 5 5 [illegible]

[illegible]

P.30.

ナヒアサロウコウニメイシ[illegible]ス

北京市内大[illegible]胡同十二号

華北労工協会動員部[illegible]

松隈部長殿

青島市

華北労工協会青島辦事処

主任殿

東京都麻布区霞町二十二番地

華北労工協会東京事務局

[illegible]局長殿

北京西苑北京駐屯隊

隊長殿

[illegible]

北京西苑北京駐屯隊

P.31.

労工携行物品一覧表

品目	員数	品目	員数
レコード	九〇枚	バケツ代用	一二ケ
鍋 大	六ケ	水盆代用	六ケ
〃 小	六ケ	アンペラ	一〇〇枚
菜刀	三ケ	便器代用	一〇ケ
麺棒 小	四ケ	苞米	一〇八袋
マナ板	二ケ	玉葱	三袋
セイロー	六組	蒜	一三袋
茶碗	六〇〇ケ	食塩	二袋
箸	三〇〇本	食油	一缶
炊事用ストーブ	四ケ		
洗面器代用	一〇ケ		

下関市

和罫紙B4

東京都　　株式會社 鹿島組

[illegible]

昭和 年 八 月 十 日

株式會社 鹿島組
東京都京橋區槇町二丁目三番地
電話京橋(56)代表六二一一番(5)

一〇ヒ 二九四（リウリン二ヨウ）二三二（シリンセイ）

シボウ」ハヒ一メイトアワセ ケイ二メイシボウ

セリ」 ベウシヤナホ 九メイ アヌ

ウチ三メイハセヤリトカ ノタメ シヨウドクノウヘ

カクリセリ」

カウノ

船中三名

一 手松

二 様

三 労工協会

P.33.（ ）

控

花労第二五號

昭和十九年八月十四日

株式会社鹿島組花岡出張所長 署

勤労課長
[illegible]勤労[illegible]課長
[illegible]長 殿

華人労務者移入報告ノ件

六月三十日附秋収勤第三〇八號ヲ以テ御承認相成候首題ノ件左記ノ通リ入場致候ニ付御諒承有之度名簿並輸送概況書添付此段及報告候也

記

Y.P.35

入場月日	入場人員	減耗数	現在数	摘要
六月七日	九六人		九六人	
八月八日	二〇〇	三人	一九七	
合計	二九六	三	二九三	

附記 減耗数ノ内一名ハ[illegible]ヨリ現場ニ到着ノ日ニ於テ八月八日午後十時頃死亡一名ハ日射病ニ一名ハ擬似赤痢ニテ何レモ八月十日ノ午前七時死亡シタリ

昭和十九年八月十四日

合資会社 廣島組香港出張所

p.36.

東京都京橋區槇町二丁目三番地
株式會社 鹿島組
電話京橋(56)代表六二一一番(5)

昭和十九年八月十四日

株式會社鹿島組花岡出張所
所長 河野正敏

大館警察署長殿

華人労務者移入ニ関スル件

六月二十日附秘収勅第二〇八号ヲ以テ御通知相成候
労務者ノ件ニ付テハ入所数ニ付左記ノ通リ
報告候也

記

入所月日	入所人員	減耗数	現在数	摘要
八月七日	九六	、	九六	
八月八日	二〇〇	三	一九七	
合計	二九六	三	二九三	

附記 減耗数ノ内一名ハ八月八日秋田縣院内ニテ午前十時
収容後一名ハ日射病二名ハ擬似赤痢ニテ八月十日午前七時死亡

並強送概要回答済

四

P.37.

大館町仲町

石川忠助 三十三才

右ノ者華人労務者指導員トシテ必要ナル者

ニ付キ調査ノ上予テ採用相成候

昭和拾九年八月拾壹日

大館國民勤労動員署

P38

[illegible]

東秋七九

P39.

昭和十九年八月十四日

大館警察署長殿

秋田縣北秋田郡花岡町
花岡鉱山病院 醫師 大内正 (印)

傳染病患者發生通知

患者番號	第二四〇號	本籍地	河北省玉河縣河会村
氏名	傅世龍	現住所	北秋田郡花岡鉱山姥沢 鹿島組寮
性別年齢	二十年	職業	土工
發病年月日	昭和十九年八月十三日	治療ノ場所	鹿島組寮
初診年月日	昭和十九年八月十四日	届出受付年月日	
診断年月日時	昭和十九年八月十四日 午後一時〇分	届出醫師住所氏名	北秋田郡花岡町花岡鉱山病院 大内正
傳染經統	不明		
備考	病名 赤痢		

洋紙罫紙

工人死亡者氏名

番号	氏名	本籍		摘要
二九四	劉林祥		赤痢	八月十五日午后三時三十〇分隔離室ニテ死亡
二三二	史臨清		高熱	八月十五日午后二時七分 用便後便所入口ニ於テ卒倒シ約五分後死亡セリ
二五五	李青山		赤痢	八月十六日

株式會社 鹿島組

(東東2135)

(P.41)

昭和　年　月　日

移入華人労務者報告ニ関スル件

貴所ニ係ル標記ノ件月報未ダ貴所ノミ報告無之事務処理上支障ヲ来タシ居リ候ニ付テハ折返シ当署宛四部報告相成度候

尚二九七名移入中今日一名十二日二名二十六日一名病死致サレタル事ニ有之候ニ付テハ此レガ詳細ヲ四部作製当署宛報告セラレ度

追而今後ハ絶対ニ時期ヲ失スルコトナク華人労務者ノ報告ハ如何ナル報告ニテモ四部ヅツ報告ノコト。

一九・一〇・八　[illegible]

東京都京橋區槇町二丁目三番地
株式會社　鹿島組
電話京橋(56)(代)六二一一・六二一二・六二一三・六二一四・六二一五

(P41)

昭和　年　月　日

郵便はがき

北秋田郡花岡町
株式會社鹿島組
花岡出張所長殿

至急

大館國民勤勞動員署

東京都京橋區槇町二丁目三番地
株式會社　鹿島組
電話京橋(56)(代)六二一一・六二一二・六二一三・六二一四・六二一五

(p42)

株式會社　鹿島組
東京都京橋區槇町二丁目三番地
電話京橋(56)代表六二一一番(5)

昭和十九年八月十九日

株式會社北海道出張所
労力係　様

大阪支店勤務部勤労課
御中

移入華人労務者報告ニ関スル照会ノ件

標記ノ件ニ関シ過日本月報ヲ御送付ノ上判明セズトノ事ニ付テハ九月報ハ送付ス御付ノ書類中ニハ見込報告（厚生省告示第一号　内務省告示第　号　之ヲ通）要綱四號ニ依レバ毎月末日現在ヲ翌月十日迄ニ御報告相成申出候九月報ノ様式ニ依リ本事務並之等ノ報告御取扱ノ程願度候也

東京都京橋區槇町二丁目三番地
株式會社 鹿島組
電話京橋(56)代表六二一一番(5)

昭和十九年八月十八日

社　長

勞通第三六六號

花岡出張所長殿

華人労務者死亡報告ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ就業場所轄官署ニ所定ノ手續履行スルノ外左記様式ニ依ル華人労務者死亡報告書ヲ本社並中華労工協會東京事務局ニ提出致シ度ニ付二通宛送附相成度候

追テ本報告書ニハ必ズ死亡診斷書ヲ一通添付相成度

八月二十一日受付

24

(17.483

株式會社 鹿島組
東京都京橋區槇町二丁目三番地
電話京橋(56)代表六二一一番(5)

昭和　年　月　日

華人労務者死亡報告

華人番號(名簿番号)　氏名　年令

病名

発病日時

死亡日時及場所

死亡者出生地

就業場所在地

就業場氏名代表者

華北労工協会
東京事務局長宛

「註」就業中死亡セル者ハ稼働金明細及弔慰金発送ノ有無ヲ別紙ニ記入提出ノ事

猶船中ニテ死亡セル三名分ハ本社ニテ直接作成提出ス

就業場到着以後ノ分ニ対シテハ現場ニテ全部作成本社ニ送付相成度

(p 44)

P45　334

華人労務者死亡報告

華人労務者二三二号

史　臨清

一　本籍 [illegible] 省 [illegible]

一　病名 [illegible]

一　発病日時　昭和十九年八月八日

一　死亡日時及場所　昭和十九年八月十日午前七時三〇分　秋田県北秋田郡花岡町 [illegible] 花岡出張所

同上　華人寮内

一　死亡者出生地　河北省文安縣 [illegible] 村

秋田県北秋田郡花岡町 [illegible] 出張所

株式会社鹿島組花岡出張所

株式會社華北勞工協會[illegible]殿

[illegible]

華北勞工協會

東京事務所

[illegible]殿

昭和十九年[illegible]

直　是 對

[illegible]

弔慰金等[illegible]勞工協會[illegible]

合[illegible]中

体　火

[illegible]葬[illegible]

[illegible]

[illegible]

祭[illegible]

安置　河野

[illegible]列席

靈

會社 鹿島組[illegible]出張所

家計

戸47.

死亡診断書

一、氏名　史[illegible]清

一、男女ノ別　男

一、出生ノ年月日　二十五年

一、職業（死亡者ノ職業／家計ノ主ナル職業）　土工

一、病死又ハ変死ノ区別　病死

一、病名　熱射病心臓麻痺

一、発病ノ日　昭和十九年六月八日

一、死亡ノ時　昭和十九年八月十日午前十時[illegible]

一、死亡ノ場所　秋田県北秋田郡花岡町姥沢

右[illegible]　鹿島組出張所内

株式会社鹿島組花岡出張所

右診断候也 [illegible]

一、死亡ノ場所 [illegible]

一、死亡ノ時 [illegible]

一、発病ノ日 [illegible] 大内 [illegible] 山 (印)

一、病名 [illegible]

一、病状及死亡ノ原因 [illegible]

一、経過 [illegible]

一、生年月日 [illegible]

一、出生地 [illegible]

一、氏名 [illegible]

死亡者 [illegible]

P.49.
GOU YUNG YU

P.49.

華人労務者死亡報告

華人番号 三九八

郭 潤 雨

一、病名 営養障害（合併症 急性腸加答兒マラリヤ兼）

（結核病）

一、発病日時 昭和十九年八月五日

一、死亡日時及場所 昭和十九年八月八日午後八時〇

於秋田縣北秋田郡花岡町姥沢

（花岡鉱山中山寮内）

一、死亡者出生地 河北省 井陘県 小作村

株式 鹿島組花岡出張所

P.50.

一、五千各種新聞社同盟 [illegible]

株式会社北 [illegible] 出張所

社長 [illegible] 殿

一、華北 [illegible] 会 [illegible] 十七 [illegible] 八月 [illegible]

一、中華民國 [illegible] 十七年八月 [illegible]

局長 [illegible] 殿

一、右 [illegible]

作業ハ九月八日ニ終了 [illegible] 殿 [illegible]

[illegible] 中

華人 [illegible] 長 [illegible]

[illegible] 式 [illegible]

P.51

死体検案書

検案

一、氏名　郭潤雨

一、男女ノ別　男

一、出生ノ年月日　五十六歳

一、職業　死亡者ノ職業 世帯主ノ職業　土工

一、病変死其他　病死

一、病名　栄養障害症（マラリヤ兼熱[illegible]痢疾）

一、発病ノ日　昭和十九年八月五日

一、死亡ノ時　昭和十九年八月六日午後八時〇分

一、死亡ノ場所　秩父郡小鹿野町[illegible]

[illegible]中山寮内

株式[illegible]出張所

P.52.

右於之案件關係者中之確定

一、[illegible]十六[illegible]十二日[illegible]

一、[illegible]十[illegible]綜合病院〇合

一、[illegible]師　大内　[illegible]

一、[illegible]（[illegible]）

一、[illegible]

一、[illegible]

一、[illegible]四日　[illegible]十二[illegible]

一、[illegible]　[illegible]

一、[illegible]

[illegible]

會社 [illegible]經濟會社出張所

P.53

華人労務者死亡報告

華人ハ当所ニ於テ九十四号ナル [illegible]

[illegible] 劉 [illegible] 林 [illegible]

年齢 [illegible] 歳

一、病名 [illegible] 赤痢 [illegible]

一、発病ノ日時 昭和十九年八月二日

一、死亡ノ日時及場所 昭和十九年八月十日午 [illegible]

[illegible] 於テ午前 [illegible] 分 [illegible] 松田印

[illegible] 中山

華 [illegible] 隔離病室 [illegible]

一、死亡ノ際当地 [illegible] 北 [illegible] 北班室

株式 [illegible]

一五三、株式會社[illegible]總務部長

部長　[illegible]

華北労工協会

東京事務局[illegible]

一五四、[illegible]殿　八月十日

一、発病ノ日時　[illegible]八月二日

一、[illegible]右者ハ入院直後ノ死亡ニテ十九[illegible]

弔慰金ハ目下労工協会ト打合セ中

死体ハ火葬ニ付シ遺骨ニ対シ慰霊式

華人ハ[illegible]長労務係員全隊員列席挙行

致シ[illegible]

會社[illegible]出張所

[illegible]55

死亡診断書

一、氏名 劉林祥

一、男女ノ別 男

一、出生ノ年月日 三十五ノ歳

一、職業 死亡者ノ職業 未成年者ノ親ノ職業 土工

一、病変死ノ区別 病死

一、病名 赤痢

一、発病ノ日 昭和十九年八月二日

一、死亡ノ時 昭和十九年八月十日 午前四時三十分

一、死亡場所 秋田県北秋田郡花岡町花岡鹿島組
[illegible]中山寮隔離病室内

株式会社鹿島組花岡出張所

右證同勝[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]一日[illegible]師、十[illegible]大門[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

P.57

華人 常万勝忠死亡報告

華人 常万勝 二十五年

李青山

外四十五人

一、病名 赤痢

一、発病ノ日時 昭和十九年八月二十日

一、死亡ノ日時及場所 昭和十九年八月廿六日午前七

附ノ外 小樽港 華工隊 藤島班

中山寮隔離病室内

一、死亡者出生地 山西省青城縣許村

株式会社北藤島組 藤島出張所

P58

[illegible]敏

一、華北鉄道加工臨会[illegible]

右ノ条々[illegible]報告ス

局長 瀬戸[illegible]殿

一、天津白河[illegible]作業就業前[illegible]

一、満鉄[illegible]派遣ノ人員ハ[illegible]就業[illegible]

一、[illegible]八月[illegible]加工臨会

下打合セ中

其他ハ作業ニ付[illegible]

一、華北[illegible]式ヲ

[illegible]

P.59.

死亡診断書

一、氏名 李青山

一、男女ノ別 男

一、出生年月日 四十五才

一、職業 死亡当時ノ職業 無職者ハ主タル職業 土工

一、病死変死ノ別 病死

一、病名 赤痢

一、発病年月日 昭和十九年八月七日

一、死亡ノ時 昭和十九年八月十六日午前七時〇分

一、死亡ノ場所 秋田県北秋田郡花岡町

姥沢[illegible]山[illegible]中山寮隔離

株式会社 鹿島組花岡出張所

P.60

[illegible]

一右記録[illegible]候也[illegible]

一昭和拾九年八月[illegible]十[illegible]日[illegible]

一[illegible]少秋田[illegible]花[illegible]

一[illegible] [illegible]大内 正(印)

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]日 四十[illegible]

一田中[illegible] 田[illegible]

一[illegible]青山

[illegible]

會社 [illegible]用箋

P.61
PUNG LI YING

P.61

別書式二依ル死亡診断書ハ大館警察署ニ…

華労発見(ハ)ノ件

華人労務者死亡報告

華人労務者番号 [illegible] 禮 [illegible]

[illegible] 彭 [illegible] 住 [illegible]

[illegible] 四十八才

一、病名 営養障碍病兼熱射病

一、発病ノ日時 昭和十九年八月二十日

一、死亡ノ日時及場所 昭和十九年八月二十三日午

前十一時十分 [illegible]

鹿島組中山寮内

一、死亡者ノ [illegible] 當所 [illegible] 下ニ至

株式 [illegible]

一、昭和十九年[illegible]八月[illegible]日付[illegible]

株式会社[illegible]

[illegible]長[illegible]殿

華北[illegible]労工[illegible]組合

一、華北[illegible]事務[illegible]八月二十一日

一、局長[illegible]殿　社宛送付

本書ハ二週間一週以内ニ到着[illegible]付

備考　[illegible]日数之日[illegible]発病休業中ノ処

華北[illegible]労工[illegible]

打合中

右件ハ[illegible]八月二十五日[illegible]

會社[illegible]出張所

P.63.

死体検案書

一、氏名　彭永仁

一、男女別　男

一、出生年月日　四十八年

一、職業（一定ノ名称ヲ掲ゲ兼業アル時ハ主業ヲ掲ゲ）　土工

一、病変死ノ其ノ他　病死

一、病名　心臓障碍症兼熱ヲ併病

一、発病ノ日　昭和十九年八月二十日

一、死亡ノ時　昭和十九年八月二十三日ノ午前 十一時十分

一、死亡ノ場所　北秋田郡花岡町字姥沢

株式會社 鹿島組 花岡出張所

P.64.

蔡島社中山室内

九龍堂以茶

昭和十四年八月廿二日

少林寺[illegible]鎮山房記

田口師 大内白圓

P. 65.

埋火葬認許書

北秋田郡花岡町

死亡者　彭礼仁

四十八年　月　日生

昭和十九年八月二十三日午前後十一時病死

右花岡町墓地ニ於テ埋火葬ヲ認許ス

昭和十九年八月二十四日

花岡町長　藤盛直治

昭和十九年八月二十四日午前後一時

埋火葬年月日時

東秋七九

p.66.

華人労務者の件

華人労務者死亡報告

華人労第十四の件

彭 永 仁

当時四十八才

一、病名 急性腸障碍症兼熱射病

一、発病日時 昭和十九年八月二十日

一、死亡ノ日時及場所 昭和十九年八月二十三日午前十

一時十分 北秋田郡花岡町姥沢鉱山

組中山寮内

一、死亡者出生地 河北省晋県楊下宝

P.67.

昭和十九年八月二十四日

株式会社鹿島組花岡出張所

所長 河野 正敏

華人労務者死亡[illegible]

[illegible]

[illegible]殿

[illegible]殿

備考 一 死体ハ火葬ニ付シ昭和十九年八月二十七日[illegible]

華工死亡[illegible]別紙[illegible]二十リ

P68

納品書

大谷地
元国出張所 殿

株式會社 鹿島組出張所 御中
大館出張所

昭和19年 8月26日

品名	數量	替	金額	備考
[illegible]	184キ			
計	184キ			
北海道勤労奉仕	1283.5		11.6	

上記之物品納入仕候也

合計		

P.269

株式会社鹿島組花岡出張所
所長 河野正敏

華人労務者死亡報告ノ件

標記ニ関スル死亡者左記ノ通リ有之候條
及報告候也

記

番号	氏名

株式会社鹿島組

(P.70)

昭和十九年八月二十八日

株式會社茨島出張所
所長 河野 殿

本社
社長 殿

労工携行物品未着調査方依頼ノ件

標記ノ件ニ關シ手数相煩ハシ本月二十日附ヲ以テ報告候處有之候
部ヨリノ通報ニ依レバ到着相成居ラザル趣ニ付業務多忙中
甚ダ恐縮ナルモ御調査相成度
御配慮相煩ハシ度此段及御依頼候也

記（未着品）

品名	数量	品名	数量	品名	数量
菜刀	三挺	洗面器代用	一〇ヶ	便器代用	一〇ヶ
麺棒小	四ヶ	ストーブ	二ヶ	蒜	一袋
マナ板	二枚	水桶代用	一〇ヶ	食油	一罐

以上

株式會社 鹿島組
東京都京橋區[redacted]町二丁目三番地
電話京橋(56)代表六二一一番(5)

麺

盆

（P.71）

33456

東京都京橋區槇町二丁目三番地
株式會社 鹿島組
電話京橋(56)代表六二一一番(5)

昭和十九年八月二十二日

社長

八月二十五日受付

勞通第三七〇號

花岡出張所長 殿

華人勞務者携帯品輸送ノ件

曩ニ移入ノ華人勞務者ガ携帯セル穀粉、炊事用具其ノ他雜品ノ下関ヨリノ輸送事情不詳ニ付キ勞務部員ヲ下関ニ派遣調査ノ處左記ノ通判明致ニ付爾今貴所ニ於テ大館駅ト連絡ノ上受取ニ遺漏ナキ様手配相成度

追而受領ノ節ハ物品ノ種類、員数、毀損状況等簡単ニ報告相煩度

記

一、貨切貨車番號 イワ五、八九四號

P.(72)

昭和　年　月　日

二、物品箇数　一八四箇

三、積荷月日　昭和十九年八月十八日

四、貨車発着駅　発駅下関、着駅大館

五、運送費　運賃其ノ他諸掛弐百拾九円弐拾五銭也 八月十九日日通下関支店ニ支払ス

六、積込状況　部員下関到着前ニ積込ヲ了シタル為下関税関構内ニ於ケル保管状況及積込状況不明

七、輸送状況
(イ)八月十八日貨車ハ下関駅ヨリ幡生駅ニ廻送(同駅ニテ列車編成ノ筈)
(ロ)山陽線岡山、姫路間ニテ列車事故アリ 岩国以東駅行ノ貨物

東京都京橋區槇町二丁目三番地
株式會社鹿島組
電話京橋(56)代表六二一一番(5)

昭和　年　月　日

ハ重要軍需物資ニ限定セラレ居リ引越荷ハ（苦力携帯品ハ疎開荷物ト共ニ引越荷物トシテ処理サル）ハ輸送制限解除後トナリ相当遅発セラルベク大館着ハ八月末頃ノ見込ノ由、

八、添附書類

第一種貨物通知書　写　壱通

以上

東京都京橋區横町二丁目三番地
株式會社　鹿島組
電話京橋(56)代表六二一一番(5)

P.74

昭和十[illegible]年[illegible]月[illegible]日

株式会社[illegible]出張所

所長 河野[illegible]敏

株式会社 [illegible]

会社 社長 殿

[illegible]

一 報告

労工携帯(?)ノ物品所有状況報告ノ件

標記ノ件ニ関シ[illegible]日数右ノ件本年[illegible]月二十[illegible]日電信

郵送(?)ノ割当分所有ノ受(?)割当分所有ノ状況等概

[illegible]ノ通リ以テ報告及[illegible]

記

品名	割当枚数	使用可能程度	使用不可能程度	備考
[illegible]ボード	九六枚	一、[illegible]	一、[illegible]	[illegible]

破損[illegible]

675

品目	数量			摘要
鍋（大）	六	一	一	内一個ハ出港前ヨリ破損シ使用不能
鍋（小）	四			破損セズ
セイロー	六組			同上
茶杭	六〇ケ			同上
箸	三〇本			同上
バケツ代用	一二ケ			同上
アンペラ	一〇枚	十	一	以前ニ袋位ヨリ今以ニ付キ一袋ハ腐敗シ流レリ
玉葱	三袋			変化ナシ
食塩	二袋		三	三袋ハ腐敗ノ為食用ニ使用シ得ズ
大蒜	一二袋			破損セズ
炊事用ストーブ	二個			食用ニ使用シ得ザル程度ノモノナキモ云々ニ四袋アリ
苞米	一〇袋			同書モ

先ニ未済ノ件ニテ報告セル所ニ依リ変更 鍋小二個 同書ニ記載漏レシアリ以上
右ニ付同様ノ場合其ノ補充ヲ別ニ依頼ス 記載漏

東京都
會社 島 組

華人労務者死亡報告

華人番号六三四号

宋黒岷　当四十九才

一、病名　赤痢

一、発病日時　昭和十九年八月二十四日

一、死亡ノ日時及場所　昭和十九年八月三十日午前十
二時〇分　小樽市花園町姥ノ沢鹿島出張

中山宗平

一、死亡診断者　小樽市新富町曲谷醫院

昭和十九年八月三十一日

小樽市花園町姥ノ沢

株式会社鹿島組出張所

東京都　株式会社鹿島組

一、

[illegible]長

[illegible]警察部長殿

[illegible]長

東北[illegible]長

[illegible]縣[illegible]部[illegible]蘇[illegible]件[illegible]

岡山院

P.78.

死亡診断書

一氏名	宋黒妮
一男女ノ別	男
一出生ノ年月日	年　月　日　四十九才
一職業 死亡者ノ職業 家計ノ主ナル職業	土工
一病變死其他	病死
一病名	赤痢
一發病ノ日	昭和十九年八月二十四日

P. 78.

一死亡ノ時　昭和十九年八月三十日午前十二時0分

一死亡ノ場所　北秋田郡花岡町字姥沢鹿島組中山寮

右證明候也

昭和十九年八月三十一日

秋田縣北秋田郡花岡町花岡鑛山病院

醫師　大円正　㊞

P.80

埋火葬認許書

北秋田郡花岡町

死亡者 宋黒妃

四五才 年 月 日生

昭和十九年八月三十日午前後十二時病死

右 花岡墓地ニ於テ埋火葬ヲ認許ス

昭和十九年八月三十一日

花岡町長 藤盛直治

埋火葬年月日時 昭和十九年八月三十一日午前後四時

東秋七九

労発第一〇号

株式会社鹿島組花岡出張所
所長 河野正敏

秋田県勤労課殿

華人労務者逃走ニ関スル報告ノ件

八月三十日午後九時頃華人当所第一〇〇四号外十六名部屋ヨリ逃走セル旨大隊長ノ報告ニ依リ直ニ十二名ヲ友駐在所ニ急報スルト同時ニ点呼救外ノ結果九名以外ニ異状ナキコトヲ確認警防団ヨリ十名組ハ労係者ヨリ十名ヲ動員非常線捜査隊ヲ組織周囲及附近ヲ追跡セシメ限ナク捜査シタルモ何等ノ手係リナク二十四時一先空シク解散セリ
翌三十一日早朝ノ第一号ヲ五時三十分ノ稲沢ニテ逮捕

東京都
株式会社 鹿島組

セル旨蘇芳發驗本部ヨリ電話ニテ通知アリト称シ

眉ツケアリタルニ逸レリ

一、逃走ノ動機

本人ハ二十七日頃ヨリ下痢症ニ罹リ食欲ハ振ハザル為ニ衰

弱シ申出テ見テモ小隊長ニ許サレズ偶々三十

日十五時便所通ヒノ後又休息セントシタルヲ巡察中

ノ同僚ニ発見サレ罵倒セラレシ為寮附近ノ山ニ上

リ空腹ニテ歩行困難ノ為山中ニテ一夜ヲ明シ早十

朝稲荷ヲ状（花ツ宮所内ナリ）附近ヲ彷徨中逮

捕セラレシモノナリ

一、逃走ノ原因

本調ノ結果同人ハ更ニ計画的逃走ニ非ズ

サルモノノ如シ

一 今後ノ方策

仏軍ノ自ラ手ヲ後ノ人員兵器ヲ一段ト強化スルト共ニ仏軍ノ行動及営外ニ出ヅル場合ハ厳重監視ヲ附シ~~其後ノ強化ヲ企図~~之ヲシテ予防セントス

以上

東京都 株式 電 場

労発第一一号

株式会社鹿島組花岡出張所

所長 河野正敏

花岡派出所

部長 殿

小隊長更迭ニ関スル報告ノ件

標記ノ件ニ関シ左記ノ理由ニ依リ第一中隊ニ
小隊長華人当番第二七三号楊生沢ハ本年九月
一日付ヲ以テ免職トナリ同二中隊長ト第六四一
号李慶雲ヲ同日附ヲ以テ任命セラレタルヲ以
テ此段及報告候也

一、甲隊二小隊ニ隷属スル華人労務者一六四名

于士義 [illegible] 二十五才 [illegible] 十九年八月三十日 [illegible]

[illegible]

P. 87

滞邦並労働従事許可願

一、就業地　杉田郡小杉田郡花宮町字
　　　桂沢

二、宿舎　右同所花島組華人寮

三、使用主　株式会社花島組花宮出張所
　　　所長　河野正敏

四、滞留　自昭和十九年八月　日至昭和
　　　二十一年八月七日

五、労務ノ種類　土工

六、渡来経路　昭和十九年七月二十五日隊長以下
　　　（隊長名　耿諄）外二百余名渡来

№88

八時二十分 [illegible] 発 [illegible]

中ノ浪 [illegible] 二時二十分 [illegible] 之

平ノ首ノ [illegible] 列車 [illegible] 完了

二進ノ大島中ノ列車 [illegible] 及早 [illegible] 発

六、散布状況

五、込み [illegible]

八四七色 [illegible] 列車 [illegible] 一 [illegible]

四、[illegible] 四

[illegible] 旅

十二日 [illegible] 七時 [illegible] 分大 [illegible] 旅

三、[illegible] 用 [illegible] 合 [illegible]

到 [illegible]

十七日、雨日 [illegible] 北門二十

二、[illegible]

一、[illegible] 容 [illegible]

[illegible] 合 [illegible] 五時 [illegible] 全員

會社 [illegible] 製 [illegible] 活版所

09.P 89

十(11)

東洋

青島碼頭停泊中ノ東洋汽船会社
汽船錦隆丸（八三〇〇頓）ヲ乗取リ同船
同夜出帆中六箇七十
三十九名搭乗シ七時三十分青島出帆
同七月三十日早朝（八月四日）帆中
八月五日午前十時下関港ニ入港
三百五十全員於検疫（実施）
第一次 一九時二〇分下関発（二〇〇名）
第二次 二一時一九分 同上（九〇名）
第一次 ハ二〇〇名 九二
八月七日 第二次 大阪駅ヲ経テ
八月（九〇〇名）

P.90.

八月十四日東京出野ノ駅発第二次ノ午後七時
出七分（二一〇〇名）[illegible]午後二時四
十分（一七〇〇名）[illegible]
八月十六日大阪駅宿泊六千名ノ午後二時四十分（一〇〇〇名）于
六三名ノ午後七時四十三分（一五〇〇名）ノ午後八時二〇
分宿山
六百名ノ途中郭闘両（男女三九名）ハ大阪
駅ヨリ作業所内華人十六名日方大阪中午後
九時段条例[illegible]
帰国ノ[illegible]文[illegible]
為八月十日（三日目）[illegible]中[illegible]
[illegible]病[illegible]中

P.91

八月一日、高亮、八月二日張廿十、八月三日

孫维亭

以上隊長以下二九名北京発以来敵

襲ニ対シ奮進ノ際遂ニモ拘ラス二九名ニ

テ以徊山セリ

以徊山後ノ病死者左ノ如シ

八月十一日郭潤雨、八月十日劉林春

史兆清、八月十六日李青山、八月二

十七日彭水仁、八月三十日宋黒妮

現在人員数二九卅名

右者目下日本軍ノ為無労働従事致度ニ付

相成度候條右御聞届相成度

此段以書面立入致二者為

昭和十九年九月二八日

~~華人代表者~~

秋田縣北秋田郡花岡村花岡出張所

株式会社鹿島組華人寮

華人代表者 耿諄

秋田縣

知事 殿

備考 華人労働者現在員数二百九拾

添付人（既死亡者九拾名送付ス）

會社 鹿島組秋田出張所

東京都京橋區槇町二丁目三番地
株式會社鹿島組
電話京橋(56)代表六二一一番(5)

昭和十九年八月三十日

労通第三七七號

花岡出張所長殿

労務部長

華人労務者死亡報告書控送付ノ件

首題ノ件ニ関シ曩ニ船中ニテ死亡ノ三名分報告書写
壹通御送付申上候条可然御取計相成度候
追テ弔慰金ニ付テハ協會事務局ヨリノ指示モ有之
貴地佐藤駐在員ト連絡ノ上御拂込相成度　本社ヨリハ
未ダ支拂不致候条御含ミ置相成度

九月二日受付

p. 93.

P.94
CHI LIONG
SUN WEI TING
CHANG WU SHI

花岡出張所ニ送付

P.94

死亡報告

番號	氏名	年令	死亡原因	發病日時	死亡日時	死亡場所	原籍 省	原籍 縣	原籍 村	記事
一三	齊亮	五一	胃腸障害 營養不良	不詳	一九年八月三日	船中	河北	石門	栗村	弔慰金送付有無 埋葬地 [illegible]
五〇	孫維亭	四五	右同	〃	〃	〃	河北	寧津	高庄	〃
六三	張五十	五二	右同	〃	一九年八月三日	〃	河北	威縣	四維	〃

右之通リ錦隆丸船長證明書相添ヘ此段御報告候也

昭和十九年八月三十日

東京都京橋區槇町二丁目三番地
株式會社鹿島組
取締役副社長 鹿島新吉

華北勞工協會東京事務局
局長 瀬戸助治殿

東京部
株式 鹿島組

P.94

華人労務者死亡報告

番号	氏名	年令	死亡原因	発病日時	死亡日時	死亡場所	原籍 省	原籍 縣	原籍 莊	手當金送付有無	記事
一三	齊亮	五一	胃腸障害 営養不良	不詳	一九年八月三日	船中	河北	石門	栗村	現地駐在員ニ下付ノ含	
五〇	孫継亭	四五	右同	〃	〃	〃	河北	寧津	高庄	〃	
六三	張五十	五二	右同	〃	一九年八月三日	〃	河北	威縣	四維	〃	

右之通リ錦隆丸船長證明書相添及此段御報告候也

昭和十九年八月三十日

東京都京橋區槇町三丁目三番地
株式會社鹿島組
取締役副社長 鹿島新 吉

華北労工協會東京事務局
局長 瀬戸助治 殿

P.95

東京都

會社 鹿島組

様式第二號

移入華人勞務者勤勞状況報告（八月分）

株式會社藤田組花岡鑛業所

八二〇
昭廿
七
六

區分			記入
就業場名稱所在地			小秋田郡花岡町字姥沢 藤田組第一工事場
産業分類			土木建築請負業
移入状況	本年度移入數	本月	286
		累計	286
	本年度轉入數	本月	
		累計	
移動状況	本月	歸國	
		轉出	
		逃亡	[illegible]
		死亡	6
		計	6
本月末現在數			280
稼働成績	缺勤状況	傷病	70
		事故	
		其他	1
		計	71
	出勤率	華人	75%
		日本人從業員平均	88%
	華人稼働能率		50%
特記事項			[illegible]